

府 食 第 4 3 8 号  
令 和 7 年 6 月 1 9 日

農林水産大臣  
小泉 進次郎 殿

食品安全委員会  
委員長 山本 茂貴

食品健康影響評価について（回答）

令和7年6月11日付け7消安第1702号をもって農林水産大臣から食品安全委員会に意見を求められた事項については、下記のとおり回答します。

記

今回の改正は、家畜伝染病予防法施行令（昭和28年政令第235号）第1条の表を改正し、高病原性鳥インフルエンザ及び低病原性鳥インフルエンザの対象家畜にエミューを追加することにより、現行の家畜防疫体制の強化を図るものである。

このため、当該施行令の改正により、人の健康へのリスクが高まるとは考え難いことから、食品安全基本法（平成15年法律第48号）第11条第1項第2号の人の健康に及ぼす悪影響の内容及び程度が明らかであるときに該当すると認められる。